

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿  
経済産業大臣 齋藤 健 殿  
外務大臣 上川 陽子 殿  
法務大臣 小泉 龍司 殿  
厚生労働大臣 武見 敬三 殿

**EU の「企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令」 (CSDDD) の採択を受け、  
日本での人権 DD の早期法制化を改めて強く求める**

東京を拠点とする国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウは、本日 2024 年 4 月 24 日、欧州議会で企業のサプライチェーンにおける人権・環境デュー・ディリジェンスを義務づける「企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令」 (CSDDD) が採択され、企業の人権尊重責任の履行を促進し、被害者救済に向けた国際的な流れが一層加速したことを歓迎する。

世界で加速する人権尊重の流れにおいて、世界市場に展開するグローバル企業を多数抱え、アジア地域を中心に大きな経済的・政治的影響力を有する日本は現状立ち後れている。ヒューマンライツ・ナウは、日本政府に対し、日本においても人権デュー・ディリジェンス (人権 DD) を企業等に対して義務付けて人権尊重及び被害救済の取り組みを実効化するための法律を早期に制定するべく、直ちに法案を作成し、その国会審議を開始するよう改めて強く求める。

今回の CSDDD 採択により、本指令に基づく各国における立法の直接対象となる日本企業及び EU 各国企業と直接の取引関係を有する日本企業のみならず、当該日本企業や EU 各国企業と取引を行う外国企業のバリューチェーン上に位置する下請の中小企業においても、その取引先または元請企業から人権 DD の実施を求められる日が現実には迫っている。このような現在の国際情勢・企業の競争環境に鑑みればもとより、国境を越え国内外に広がる深刻な人権侵害の被害の実効的な防止・救済を確保するという観点から、日本における人権 DD の義務化立法は「待ったなし」の喫緊の課題である。



そこで、国連ビジネスと人権に関する指導原則（指導原則）でも改めて強調されている「人権を保護する国家の義務」として、日本政府が、これまでの取り組みをさらに加速させ、人権侵害被害の防止・救済に向けた企業の取組みの実効性を確保するためのグローバルスタンダードに則った法制化に向けて直ちに動き出し、指導原則に則った人権 DD の実施及び情報開示を企業に義務付ける法律を制定することを強く要請する。

日本政府への要請事項は以下の通りである。

- **人権デュー・ディリジェンス義務化立法に向けて、直ちに法案を作成し、その国会審議を開始すること**

当該法案を国際基準に則った実効性のある人権デュー・ディリジェンス法とするためには、少なくとも以下の要素が必須である。

- ①国際的に認められた人権全てを対象
- ②全てのバリューチェーンを対象
- ③国、地方公共団体及び日本国内で事業活動を行う全ての事業者に適用
- ④まずは大企業に対する指導原則に基づく人権デュー・ディリジェンス<sup>1</sup>実施の法的義務及び中小企業に対する努力義務
- ⑤責任ある執行・監督体制の確立
- ⑥公共調達を受注要件への組み込み
- ⑦開示義務違反に対する罰金等罰則規定の設置
- ⑧人権 DD を怠った企業に対する民事責任の規定

---

<sup>1</sup> 事業活動又は他の当事者との取引関係の結果として発生する全ての人権への負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示をしていくために実施する一連の行為。



法制化と同時に、全体の9割以上を中小企業が占めるという現状の産業構造も踏まえて、例えば既にサプライチェーン・デュー・ディリジェンス法が施行されているドイツで実施されているように、人権DDに関する各企業からの個別相談に応じる等の機能を有する公的ヘルプデスクの設置など、企業の取り組みへに対する支援といった施策の検討も行うべきである。この点も含め、人権侵害の被害の防止・救済の観点から実効性のある内容となるよう、直ちに真摯な国内議論を進めることが必要である。これ以上、法制化が遅れることは、EUでの立法や「現代奴隷」を始めとする国内外の深刻な人権侵害の実態に照らして許されない。

国際社会における企業の人権尊重責任を強化する流れを、アジアにおいてもより一層推進するためにも、人権DDの早期法制化が必須である。